

発議第33号

流山市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月2日提出

提出者

流山市議会議員 酒井 睦夫

賛成者

流山市議会議員 楠山 栄子

〃 小田桐 仙

提案理由 昨今の社会経済情勢等に鑑み、自治功労表彰のうち現に市議会議員の職にある者を除くため、流山市表彰条例の一部を改正するものである。

流山市表彰条例の一部を改正する条例

流山市表彰条例（昭和48年流山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「在職した者」の次に「（現に市議会議員の職にある者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。